

番号制度導入に向けてのITC実践セミナー
ITコーディネータ実務研究会

自治体はITCの手助けを必要としている！

番号制度の現状

平成26年3月15日（土）

電子自治体推進パートナーズ 会長
NPO法人）市民と電子自治体ネットワーク 代表
諸橋 昭夫

Index

1. 番号法の概要
2. 地方自治体の情報化の歴史と番号法
3. 番号法の実施へ向けて
 1. WBS（大日程）から見える地方自治体の課題
 2. 2015年問題
 3. 個人情報保護対策
 4. 財政課題
 5. その他
4. 今、ITコーディネータに期待すること

1. 番号制度の概要

1. 概要
2. 番号制度の新たな期待

1-1. 法律の概要

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律案の概要

行政事務を処理する者が個人番号及び法人番号の有する特定の個人及び法人その他の団体を識別する機能を活用し、並びに当該機能により異なる分野に属する情報を照合してこれらが同一の者に係るものであるかどうかを確認するための情報システムを運用して、効率的な情報の管理及び利用並びに他の行政事務を処理する者との間における迅速な情報の授受を行うことができるようにするとともに、これにより、国民が手続の簡素化による負担の軽減、本人確認の簡易な手段その他の利便性の向上を得られるようにするために必要な事項を定めるほか、特定個人情報の取扱いが安全かつ適正に行われるよう行政機関個人情報保護法等の特例を定めるもの。

I. 総則

目的、定義、基本理念、責務等(1条～6条)

II. 個人番号

指定・通知・変更、番号の生成(7条、8条)
 利用範囲(9条)
 再委託、委託先の監督(10条、11条)
 個人番号利用事務実施者等の責務(12条、13条)
 提供の要求(14条)
 提供の求めの制限(15条)
 本人確認の措置(16条)

III. 個人番号カード

個人番号カードの交付、利用(17条、18条)

IV. 特定個人情報の提供

1. 特定個人情報の提供の制限等

特定個人情報の提供の制限(19条)
 収集等の制限(20条)

2. 情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供

情報提供ネットワークシステム(21条)
 特定個人情報の提供(22条)
 情報提供等の記録(23条)
 秘密の管理(24条)
 秘密保持義務(25条)

V. 特定個人情報の保護

1. 特定個人情報保護評価

特定個人情報ファイルを保有しようとする者に対する指針(26条)
 特定個人情報保護評価(27条)
 特定個人情報ファイルの作成の制限(28条)

2. 行政機関個人情報保護法等の特例等

行政機関個人情報保護法等の特例(29条)
 情報提供等の記録についての特例(30条)
 地方公共団体等が保有する特定個人情報の保護(31条)
 個人情報取扱事業者でない個人番号取扱事業者が保有する特定個人情報の保護(32条～35条)

VI. 特定個人情報保護委員会

1. 組織

委員会の設置、任務、所掌事務、職権行使の独立性、組織等(36条～40条)
 委員長及び委員の任期等、身分保障、罷免(41条～43条)
 委員長(44条)、会議(45条)、事務局(46条)
 政治運動等の禁止(47条)
 秘密保持義務(48条)、給与(49条)

2. 業務

指導及び助言(50条)、勧告及び命令(51条)
 報告及び立入検査(52条)
 適用除外(53条)
 措置の要求(54条)
 内閣総理大臣に対する意見の申出(55条)
 国会に対する報告(56条)

3. 雑則

規則の制定(57条)

VII. 法人番号

通知等(58条)
 情報の提供の求め(59条)
 資料の提供(60条)
 正確性の確保(61条)

VIII. 雑則

指定都市の特例(62条)
 事務の区分(63条)
 権限又は事務の委任(64条)
 主務省令(65条)
 政令への委任(66条)

IX. 罰則

罰則(67条～77条)

附則

施行期日(附則1条)
 準備行為(附則2条)
 経過措置(附則3条、附則4条)
 政令への委任(附則5条)
 検討等(附則6条)

別表第一(利用範囲(9条)関係)

別表第二(提供制限(19条)関係)

097事務

119事務

個人番号

一 指定及び通知(第七条関係)

- 1 市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)は、住民基本台帳法の規定により住民票に住民票コードを記載したときは、二の2により機構から通知された個人番号とすべき番号をその者の個人番号として指定し、その者に対し、当該個人番号を通知カードにより通知しなければならないものとする。

二個人番号とすべき番号の生成(第八条関係)

- 1 市町村長は、一の1又は2により個人番号を指定するときは、あらかじめ機構に対し、当該指定しようとする者に係る住民票に記載された住民票コードを通知するとともに、個人番号とすべき番号の生成を求めるものとする。
 - 2 機構は、1により市町村長から個人番号とすべき番号の生成を求められたときは、次の要件に該当する番号を生成し、速やかに、当該市町村長に対し、通知するものとする。
 - (一)他のいずれの個人番号(一の2の従前の個人番号を含む。)とも異なること。
 - (二)1の住民票コードを変換して得られるものであること。
 - (三)(二)の住民票コードを復元することのできる規則性を備えるものでないこと。
- 乱数処理

利用範囲（第九条関係）

三 利用範囲(第九条関係)

- 1 **別表第一**の上欄に掲げる者は、同表の下欄に掲げる事務の処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができるものとする。
- 2 地方公共団体の長その他の執行機関は、福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、地方税又は防災に関する事務その他これらに類する事務であって条例で定めるものの処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限

別表1



別表1 市町村など
27事務.xls

本人の確認

(提供の要求)

第十四条 個人番号利用事務等実施者は、個人番号利用事務等処理するために必要があるときは、本人又は他の個人番号利用事務等実施者に対し個人番号の提供を求めることができる。

2 個人番号利用事務実施者(政令で定めるものに限る。第十九条第四号において同じ。)は、個人番号利用事務を処理するために必要があるときは、住民基本台帳法第三十条の九から第三十条の十二までの規定により、機構に対し機構保存本人確認情報(同法第三十条の九に規定する機構保存本人確認情報をいう。第十九条第四号及び第六十七条において同じ。)の提供を求めることができる。

個人番号カード

一 個人番号カードの交付等(第十七条関係)

- 1 市町村長は、当該市町村が備える住民基本台帳に記録されている者に対し、その者の申請により、その者に係る個人番号カードを交付するものとする。
- 2 個人番号カードの交付を受けている者は、住民基本台帳法に規定する最初の転入届をする場合には、当該最初の転入届と同時に、当該個人番号カードを市町村長に提出しなければならないものとする。
- 3 2の規定により個人番号カードの提出を受けた市町村長は、当該個人番号カードについて、カード記録事項の変更その他当該個人番号カードの適切な利用を確保するために必要な措置を講じ、これを返還しなければならないものとする。
- 4 2の場合を除くほか、個人番号カードの交付を受けている者は、カード記録事項に変更があったときは、その変更があった日から十四日以内に、その旨を住所地市町村長に届け出るとともに、当該個人番号カードを提出しなければならないものとする。
- 5 個人番号カードの交付を受けている者は、個人番号カードを紛失したときは、直ちに、その旨を住所地市町村長に届け出なければならないものとする。
- 6 個人番号カードは、その有効期間が満了した場合等には、その効力を失うものとする。
- 7 個人番号カードの交付を受けている者は、当該個人番号カードの有効期間が満了した場合等には、当該個人番号カードを住所地市町村長に返納しなければならないものとする。

二 個人番号カードの利用(第十八条関係)

1 個人番号カードは、第二の九による本人確認の措置において利用するほか、次の(一)又は(二)に掲げる者が、条例((二)の場合にあっては、政令)で定めるところにより、個人番号カードのカード記録事項が記録された部分と区分された部分に、(一)又は(二)に定める事務を処理するために必要な事項を電磁的方法により記録して利用することができるものとし、これらの者は、カード記録事項の漏えい、滅失又は毀損の防止その他のカード記録事項の安全管理を図るため必要なものとして総務大臣が定める基準に従って個人番号カードを取り扱わなければならないものとする。

(一)市町村の機関地域住民の利便性の向上に資するものとして条例で定める事務

(二)特定の個人を識別して行う事務を処理する行政機関等であって政令で定めるもの当該事務

特定個人情報の提供



別表第2の事務.x

lsx

一 特定個人情報の提供の制限等

1 特定個人情報の提供の制限(第十九条関係)

何人も、次のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報の提供をしてはならないものとする。

- (一) 個人番号利用事務実施者が個人番号利用事務を処理するために必要な限度で本人若しくはその代理人又は個人番号関係事務実施者に対し特定個人情報を提供するとき。
- (二) 個人番号関係事務実施者が個人番号関係事務を処理するために必要な限度で特定個人情報を提供するとき((十)の場合を除く。)
- (三) 本人又はその代理人が個人番号利用事務等実施者に対し、当該本人の個人番号を含む特定個人情報を提供するとき。
- (四) 機構が第二の七の2により個人番号利用事務実施者に機構保存本人確認情報を提供するとき。
- (五) 特定個人情報の取扱いの全部若しくは一部の委託又は合併その他の事由による事業の承継に伴い特定個人情報を提供するとき。
- (六) 住民基本台帳法の規定により特定個人情報を提供するとき。
- (七) **別表第二**の第一欄に掲げる者(以下「情報照会者」という。)が、政令で定めるところにより、同表の第三欄に掲げる者(以下「情報提供者」という。)に対し、同表の第二欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第四欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、当該情報提供者が**情報提供ネットワークシステム**を使用して当該特定個人情報を提供するとき。

- (八) 国税庁長官が都道府県知事若しくは市町村長に又は都道府県知事若しくは市町村長が国税庁長官若しくは他の都道府県知事若しくは市町村長に、地方税法第四十六条第四項若しくは第五項、第四十八条第七項、第七十二条の五十八、第三百七十七条又は第三百二十五条の規定その他政令で定める同法又は国税(国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第二条第一号に規定する国税をいう。以下同じ。)に関する法律の規定により国税又は地方税に関する特定個人情報を提供する場合において、当該特定個人情報の安全を確保するために必要な措置として政令で定める措置を講じているとき。
- (九) 地方公共団体の機関が、条例で定めるところにより、当該地方公共団体の他の機関に、その事務を処理するために必要な限度で特定個人情報を提供するとき。
- (十) 社債、株式等の振替に関する法律に規定する振替機関等が社債等の発行者又は他の振替機関等に対し、これらの者の使用に係る電子計算機を相互に電気通信回線で接続した電子情報処理組織であって、社債等の振替を行うための口座が記録されるものを利用して、社債等の振替を行うための口座の開設を受ける者が、第二の三の3の書面に記載されるべき個人番号として、当該口座を開設する振替機関等に告知した個人番号を含む特定個人情報を提供する場合において、当該特定個人情報の安全を確保するために必要な措置として政令で定める措置を講じているとき。
- (十一) 第六の二の3により求められた特定個人情報を特定個人情報保護委員会に提供するとき。
- (十二) 各議院若しくは各議院の委員会若しくは参議院の調査会が国会法若しくは議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律の規定により行う審査若しくは調査、訴訟手続その他の裁判所における手続、裁判の執行、刑事事件の捜査、租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査又は会計検査院の検査(第六の二の4において「各議院審査等」という。)が行われるとき、その他政令で定める公益上の必要があるとき。
- (十三) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合において、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (十四) その他これらに準ずるものとして特定個人情報保護委員会規則で定めるとき。

二 情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供

1 情報提供ネットワークシステム(第二十一条関係)

総務大臣は、特定個人情報保護委員会と協議して、情報提供ネットワークシステムを設置し、及び管理するとともに、情報照会者から一の1の(七)により特定個人情報の提供の求めがあったときは、情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供者に対して特定個人情報の提供の求めがあった旨を通知しなければならないものとする。

2 特定個人情報の提供(第二十二条関係)

(一)情報提供者は、一の1の(七)により特定個人情報の提供を求められた場合において、当該提供の求めについて1による総務大臣からの通知を受けたときは、情報照会者に対し、当該特定個人情報を提供しなければならないものとする。

(二)(一)による特定個人情報の提供があった場合において、他の法令の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなすものとする。

3 情報提供等の記録(第二十三条関係)

- (一) 情報照会者及び情報提供者は、一の1の(七)により特定個人情報の提供の求め又は提供があったときは、情報照会者及び情報提供者の名称等を情報提供ネットワークシステムに接続されたその者の使用する電子計算機に記録し、当該記録を保存しなければならないものとする。
- (二) 総務大臣は、一の1の(七)により特定個人情報の提供の求め又は提供があったときは、(一)で記録される事項と同様の事項を情報提供ネットワークシステムに記録し、当該記録を保存しなければならないものとする。

特定個人情報の保護

一 特定個人情報保護評価

1 特定個人情報ファイルを保有しようとする者に対する指針(第二十六条関係)

特定個人情報保護委員会は、特定個人情報の適正な取扱いを確保するため、特定個人情報ファイルを保有しようとする者が、特定個人情報の漏えいその他の事態の発生の危険性及び影響に関する評価(以下「**特定個人情報保護評価**」という。)を自ら実施し、これらの事態の発生を抑止することその他特定個人情報を適切に管理するために講ずべき措置を定めた指針(以下「**指針**」という。)を作成し、公表するとともに、個人情報の保護に関する技術の進歩及び国際的動向を踏まえ、少なくとも三年ごとに指針について再検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。

* 内閣府: **特定個人情報保護評価指針**

<http://www.cao.go.jp/bangouseido/ppc/pia/pia.html>

2 特定個人情報保護評価(第二十七条関係)

- (一) 行政機関の長等は、特定個人情報ファイルを保有しようとするときは、当該特定個人情報ファイルを保有する前に、特定個人情報保護委員会規則で定めるところにより、特定個人情報ファイルを取り扱う事務に従事する者の数その他の事項を評価した結果を記載した書面(以下「**評価書**」という。)を公示し、広く国民の意見を求めるとともに、特定個人情報保護委員会規則で定めるところにより、得られた意見を十分考慮した上で評価書に必要な見直しを行った後に、当該評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いについて特定個人情報保護委員会の承認を受けるものとする。
- (二) 特定個人情報保護委員会は、評価書の内容、第六の二の3により得た情報その他の情報から判断して、当該評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いが指針に適合していると認められる場合でなければ、(一)の承認をしてはならないものとする。
- (三) 行政機関の長等は、(一)により評価書について承認を受けたときは、速やかに当該評価書を公表するものとする。
- (四) (三)により評価書が公表されたときは、二の1の(一)により読み替えて適用する行政機関個人情報保護法の規定による通知があったものとみなすものとする。
- (五) 行政機関の長等は、評価書の公表を行っていない特定個人情報ファイルに記録された情報を第四の一の1の(七)により提供し、又は当該特定個人情報ファイルに記録されることとなる情報の提供を求めてはならないものとする。

特定個人情報保護評価

27条 「評価書」



特定個人情報保護評価とは

情報システムの構築・改修にあたり、プライバシーや個人情報へ及ぼす影響を事前に評価し、その保護のための措置を講じる仕組み

米・カナダ・豪・英等の諸国で行われている
プライバシー影響評価（PIA）に相当

実施主体

行政機関等・関係機関：特定個人情報保護評価の実施を義務付け

実施方法

- ①行政機関等が、自ら特定個人情報保護評価を実施し報告書を作成する。
- ②報告書について、個人番号情報保護委員会による承認を受ける。
- ③報告書を公表する。

○詳細はガイドラインで示す予定だが、マイナンバーに係る個人情報の収集目的や収集方法、利用方法、管理方法等を検討し、当該システムがプライバシーに配慮した設計となっているか確認することが考えられる。

実施時期

○特定個人情報保護評価の結果に基づき、システム設計を変更できるようにするため、システム開発前に実施する。



二 行政機関個人情報保護法等の特例等

1 行政機関個人情報保護法等の特例(第二十九条及び第三十条関係)

- (一) 行政機関が保有し、又は保有しようとする特定個人情報並びに第四の二の三の(一)の記録に関し、行政機関個人情報保護法の規定の適用について、利用及び提供の制限、開示請求等に係る特例を定めるものとする。
- (二) 独立行政法人等が保有する特定個人情報並びに第四の二の三の(一)の記録に関し、独立行政法人等個人情報保護法の規定の適用について、利用及び提供の制限、開示請求等に係る特例を定めるものとする。
- (三) 個人情報保護法に規定する個人情報取扱事業者が保有する特定個人情報に関し個人情報保護法の規定の適用について、取扱いの制限等に係る特例を定めるものとする。
- (四) 総務省が保有し、又は保有しようとする第四の二の三の(二)の記録に関し、行政機関個人情報保護法の規定の適用について、開示請求等に係る特例を定めるものとする。
- (五) 行政機関、地方公共団体、独立行政法人等及び地方独立行政法人以外の者が保有する第四の二の三の(一)の記録について、独立行政法人等個人情報保護法の保有個人情報の開示請求等の規定を準用するものとする。

2 地方公共団体等が保有する特定個人情報の保護(第三十一条関係)

地方公共団体は、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法、個人情報保護法及びこの法律の規定により行政機関の長、独立行政法人等及び個人番号取扱事業者が講ずることとされている措置の趣旨を踏まえ、当該地方公共団体及びその設立に係る地方独立行政法人が保有する特定個人情報の適正な取扱いが確保され、並びに当該地方公共団体及びその設立に係る地方独立行政法人が保有する特定個人情報の開示、訂正、利用の停止、消去及び提供の停止を実施するために必要な措置を講ずるものとする。

個人情報保護条例等の改正

- 個人情報保護条例等において、
 - ・外部ネットワークとの接続禁止
 - ・庁外への情報提供の制限
 - ・庁内での情報利用の制限
 - ・任意代理人の制限等

がある場合、条例または施行規則等を改正する必要性が考えられる。

- 19条7項による情報提供は、23条にて情報提供記録が義務付けられる。

二 行政機関個人情報保護法等の特例等

- 1 行政機関個人情報保護法等の特例（第二十九条及び第三十条関係）
 - ・・・ 利用及び提供の制限、開示請求等に係る特例を定める
- 2 地方公共団体等が保有する特定個人情報の保護（第三十一条関係）
 - ・・・ 特定個人情報の開示、訂正、利用の停止、消去及び提供の停止を実施するために必要な措置を講ずるものとする

→ マイポータルにて実現！

特定個人情報保護委員会

一 組織

1 設置(第三十六条関係)

内閣府設置法に基づいて、特定個人情報保護委員会(以下「委員会」という。)を置くものとし、委員会は、内閣総理大臣の所轄に属するものとする。

2 任務(第三十七条関係)

3 所掌事務(第三十八条関係)

4 職権行使の独立性(第三十九条関係)

5 組織等(第四十条関係)

6 任期等(第四十一条関係)

7 身分保障(第四十二条関係)

8 罷免(第四十三条関係)

9 委員長(第四十四条関係)

10 秘密保持義務(第四十八条関係)

(以下略)

法人番号

一 通知等(第五十八条関係)

- 1 国税庁長官は、法人等に対して法人番号を指定し、これを当該法人等に通知するものとする。
- 2 法人等以外の法人又は人格のない社団等であって政令で定めるものは、その者の商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地等を国税庁長官に届け出て法人番号の指定を受けることができるものとする。
- 3 2による届出をした者は、その届出に係る事項に変更があったときは、当該変更があった事項を国税庁長官に届け出なければならないものとする。
- 4 国税庁長官は、1又は2により法人番号の指定を受けた者(以下「法人番号保有者」という。)の商号又は名称、本店又は主たる事務所の所在地及び法人番号を公表するものとする。

民間企業における個人番号の利用場面

社会保障分野

○ 個人番号利用事務実施者としてのもの

※別表第一

(1) 健康保険組合の実施する事務

二 全国健康保険協会又は健康保険組合	健康保険法による保険給付の支給又は保険料等の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
--------------------	--

(2) 企業年金の実施主体が実施する事務

七十一 確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）第二十九条第一項に規定する事業主等又は企業年金連合会	確定給付企業年金法による年金である給付又は一時金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
七十二 確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）第三条第三項第一号に規定する事業主	確定拠出年金法による企業型記録関連運営管理機関への通知、企業型年金加入者等に関する原簿の記録及び保存又は企業型年金の給付若しくは脱退一時金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの

○ 個人番号関係事務実施者としてのもの

→健康保険、雇用保険、年金などの場面で提出を要する書面に、従業員等の個人番号を記載。

税分野

○ 個人番号関係事務実施者としてのもの

→税務署に提出する法定調書等に、従業員や株主等の個人番号を記載。

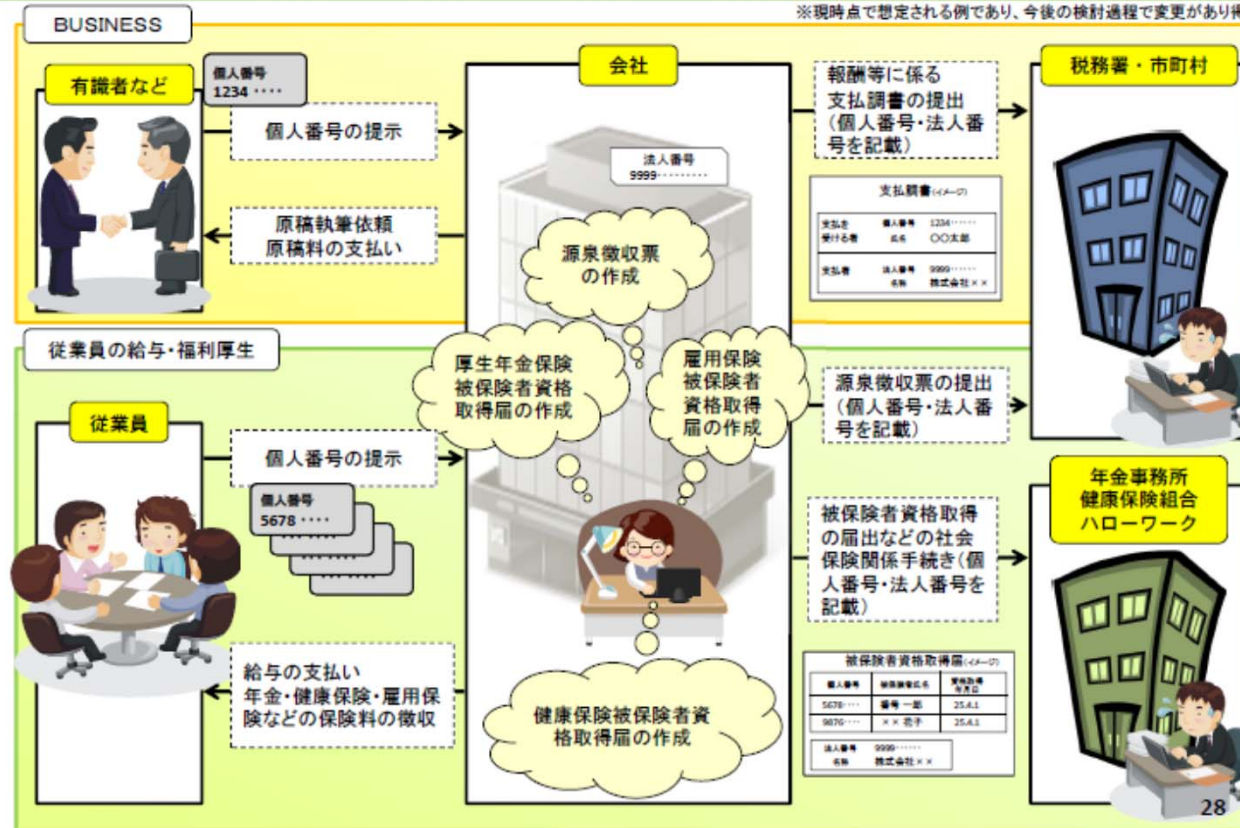
※一般の民間企業（非金融機関）の場合

法定調書	提出者	根拠条文(所得税法)
給与所得の源泉徴収票	給与等の支払をする者	第226条第1項
退職所得の源泉徴収票	退職手当等の支払をする者	第226条第2項
報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書	報酬、料金、契約金又は賞金の支払をする者	第225条第1項第3号
配当、剰余金の分配及び基金利息の支払調書	利益の配当、剰余金の分配又は基金利息の支払をする法人	第225条第1項第2号
不動産の使用料等の支払調書	不動産の使用料等の支払をする法人及び不動産業者である個人	第225条第1項第9号
不動産等の譲受けの対価の支払調書	居住者又は内国法人に対し譲渡対価の支払をする法人及び不動産業者である個人	第225条第1項第9号

29

民間企業における番号の利用例

※現時点で想定される例であり、今後の検討過程で変更があり得る



雑則

一 指定都市の特例(第六十二条関係)

二 事務の区分(第六十三条関係)

第二の一の1及び2、第二の二の1、第三の一の1及び3等により市町村が処理することとされている事務は、地方自治法に規定する第一号**法定受託事務**とするものとする。

三 権限又は事務の委任(第六十四条関係)

四 主務省令(第六十五条関係)

五 政令への委任(第六十六条関係)

(以下略)

罰則

罰則(第六十七条から第七十七条関係)

個人番号利用事務等に従事する者又は従事していた者等であって、正当な理由がないのに、その業務に関して取り扱った個人の秘密に属する事項が記録された特定個人情報ファイルを提供した者に対する罰則等、この法律の規定に違反する行為を行った者等に対する所要の罰則を設けるものとする。

対象	制限に関する規定	罰則に関する規定	
		禁止事項	法定刑
法定の個人番号利用事務等実施者その他個人番号利用事務等に從事する者	業務に関して知り得た秘密の漏洩・盗用(23条)	個人の秘密を含む特定個人情報ファイルの提供(62条)	4年、200万、併科
		個人番号の不正利得目的での提供・盗用(63条)	3年、150万円、併科
		守秘義務違反(64条)	3年、150万円、併科
情報提供ネットワークシステム関連の従事者	業務に関して知り得た秘密の漏洩・盗用(23条)	守秘義務違反(64条)	3年、150万円、併科
個人番号情報保護委員会委員(事務局職員を含む)	職務上知り得た秘密の漏洩・盗用(43条)	守秘義務違反(67条)	2年、100万円
行政機関・公務員等	行政機関個人情報保護法等の読み替え(24条-25条)	職権濫用による特定個人情報の収集(66条)	2年、100万円
限定なし	個人番号の提供を求め(13条) 特定個人情報の提供(17条) 特定個人情報の収集・保管(18条)	詐欺・暴行・脅迫・財物窃取・不正侵入・不正アクセス等による個人番号の取得(65条)	3年、150万円
		委員会による命令への違反(68条)	2年、50万円
		委員会の報告要請等への対応の懈怠・虚偽・忌避等(69条)	1年、50万円
		不正手段による個人番号カードの交付(70条)	6月、50万円

施行期日等

- 一 施行期日(附則第一条関係)
- 二 準備行為(附則第二条関係)
- 三 経過措置(附則第三条から第五条まで関係)
- 四 検討等(附則第六条関係)

- 1 政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況等を勘案し、個人番号の利用及び情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の範囲を拡大すること並びに特定個人情報以外の情報の提供に情報提供ネットワークシステムを活用することができるようにすること・・・
- 4 政府は、第二の七の1の規定により本人から個人番号の提供を受ける者が、当該提供をする者が本人であることを確認するための措置として選択することができる措置の内容を拡充するため、適時に必要な技術的事項について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。
- 5 政府は、この法律の施行後一年を目途として、情報提供等記録開示システム(総務大臣の使用に係る電子計算機と第二十三条第三項に規定する記録に記録された特定個人情報について総務大臣に対して第三十条第二項の規定により読み替えられた行政機関個人情報保護法第十二条の規定による開示の請求を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織であつて、その者が当該開示の請求を行い、及び総務大臣がその者に対して行政機関個人情報保護法第十八条の規定による通知を行うために設置し、及び運用されるものをいう。以下この項及び次項において同じ。)を設置するとともに、年齢、身体的な条件その他の情報提供等記録開示システムの利用を制約する要因にも配慮した上で、その活用を図るために必要な措置を講ずるものとする。
- 6 政府は、情報提供等記録開示システム(マイポータル)の設置後、適時に、国民の利便性の向上を図る観点から、民間における活用を視野に入れて、情報提供等記録開示システムを利用して、法律又は条例の規定による個人情報の開示に関する手続又はその他の行為等を行うこと及び当該手続又は行為を行うために現に情報提供等記録開示システムに電気通信回線で接続した電子計算機を使用する者が当該手続又は行為を行うべき者であることを確認するための措置を当該手続又は行為に応じて簡易なものとするについて検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。
- 7 政府は、給付付き税額控除(給付と税額控除を適切に組み合わせて行う仕組みその他これに準ずるものをいう。)の施策の導入を検討する場合には、当該施策に関する事務が的確に実施されるよう、国の税務官署が保有しない個人所得課税に関する情報に関し、個人番号の利用に関する制度を活用して当該事務を実施するために必要な体制整備を検討するものとする。

追加

マイポータル 4つの機能
自己情報のログ確認
民間からの情報提供

検討等（附則第六条関係）

9条別表1、
19条7項別表2の拡大
それ以外の情報提供を可

四 検討等(附則第六条関係)

- 1 政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況等を勘案し、個人番号の利用及び情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の範囲を拡大すること並びに特定個人情報以外の情報の提供に情報提供ネットワークシステムを活用することができるようにすること …
- 4 政府は、第二の七の1の規定により本人から個人番号の提供を受ける者が、当該提供をする者が本人であることを確認するための措置として選択することができる措置の内容を拡充するため、適時に必要な技術的事項について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。… **本人確認の多様化**
- 5 政府は、この法律の施行後一年を目途として、情報提供等記録開示システム(マイポータル)(総務大臣の使用に係る電子計算機と第二十三条第三項に規定する記録に記録された特定個人情報について総務大臣に対して第三十条第二項の規定により読み替えられた行政機関個人情報保護法第十二条の規定による開示の請求を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織であつて、その者が当該開示の請求を行い、及び総務大臣がその者に対して行政機関個人情報保護法第十八条の規定による通知を行うために設置し、及び運用されるものをいう。以下この項及び次項において同じ。)を設置するとともに、年齢、身体的な条件その他の情報提供等記録開示システムの利用を制約する要因にも配慮した上で、その活用を図るために必要な措置を講ずるものとする。
- 6 政府は、情報提供等記録開示システム(マイポータル)の設置後、適時に、国民の利便性の向上を図る観点から、民間における活用を視野に入れて、情報提供等記録開示システムを利用して、法律又は条例の規定による個人情報の開示に関する手続又はその他の行為等を行うこと及び当該手続又は行為を行うために現に情報提供等記録開示システムに電気通信回線で接続した電子計算機を使用する者が当該手続又は行為を行うべき者であることとを確認するための措置を当該手続又は行為に応じて簡易なものとするについて検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

1-2. 番号制度の新たな期待

番号法、附則6条
民間の行政手続き (略)

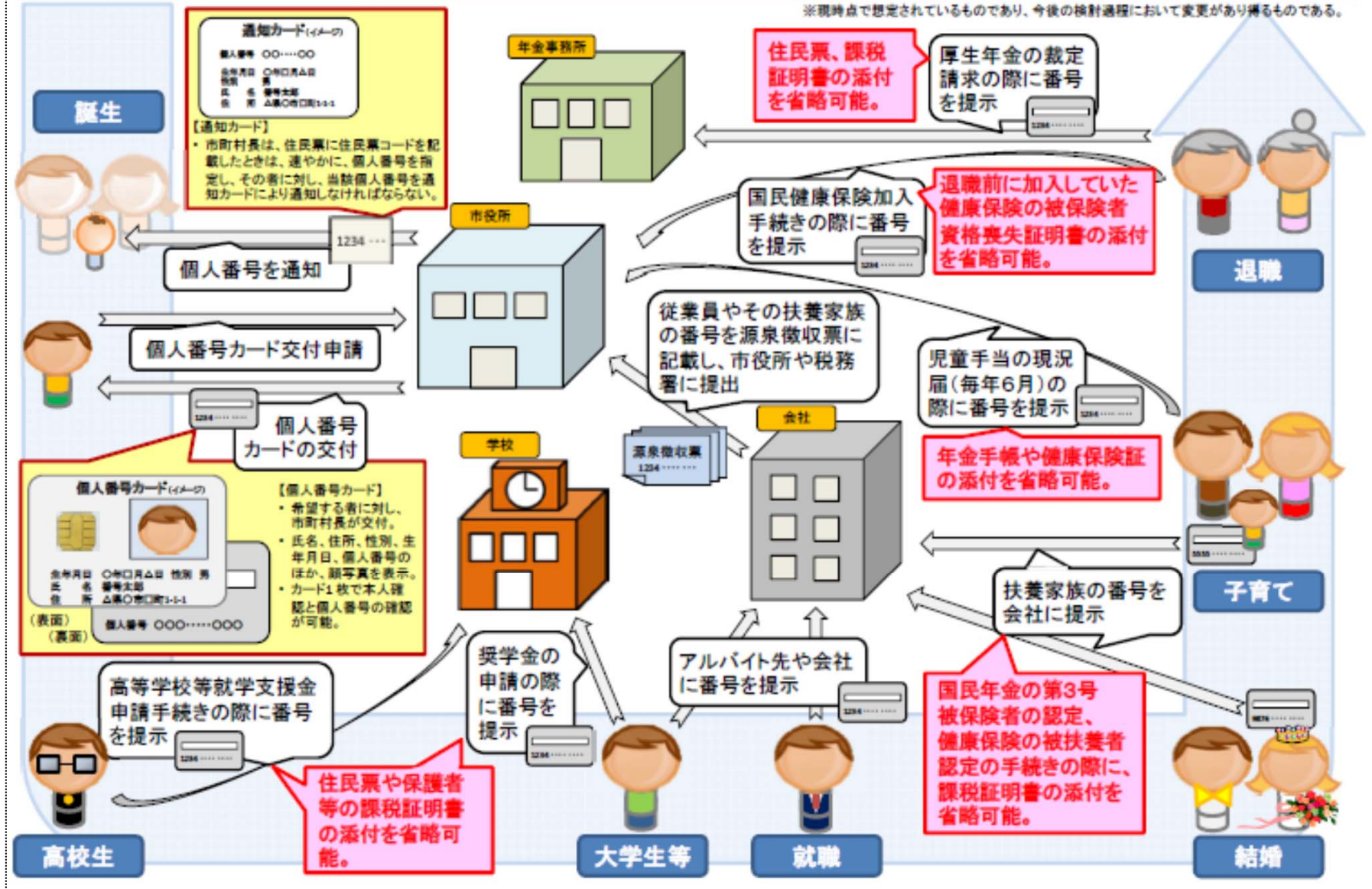
番号法、附則6条

○附則6条関連

- 1 1. 9条（別表1） 93事務を拡大
 - 法務省（登記所）、国交省（陸運事務所）、軽自動車検協会など
2. 19条7項（別表2） 115事務を拡大
 - 外務省（パスポート）、警察署（免許証）など
3. 民間活用（特定個人情報以外の活用）
 - 金融機関（利子所得）、保険会社（保険金支払証明）、証券会社（配当所得など）など
- 4 4. 本人確認（14条）の手段多様化 免許証・パスポートと「個人番号」確認
- 5 5. マイポータル 提供情報の記録（ログ）確認の簡素化
 - 自己情報開示請求手続きと通知手続きの簡素化
- 6 6. マイポータル 自己情報に民間情報を追加
 - 生保・損保会社の保険金支払証明情報など
7. 一回の届け出
- 7 8. 給付付き税額控除の検討
 - 市区町村住民税との連携、分離課税所得の把握が必要

個人番号の利用例について

※現時点で想定されているものであり、今後の検討過程において変更があり得るものである。



2. 地方自治体の情報化の歴史

1. 情報化の半世紀
2. 情報通信の歴史
3. 自治体クラウド
4. 情報システム高度化に伴う課題

2-1. 地方自治体 情報化の半世紀

- 第1期
1960～1990年 : プロセスの情報化（基幹系システム） . . . **委託運用多数**
汎用機・オフコン型 → 集中／単独
1989年（昭和63年）→ **自己導入運用団体** > **委託運用団体**
- 第2期
1991～2000年 : 内部の情報共有化（内部系システム）
C S 型 → 分散／単独
- 第3期
2001～ : 新たなB P R（プロセス改革）
: 外部との情報共有化（ナレッジ改革）
: 新たな行政手続きサービス（サービス改革）
W e b 型 → 分散／共有
: A S P / S a a S、**共同委託団体増加傾向へ**
2001～2005年 : 「e-Japan戦略」
2006～2010年 : 「IT新改革戦略」、「W e b 2.0」
2010～ : 「新ICT戦略」
- 第4期
2008～ : **クラウドコンピューティング**
2010～ : 自治体クラウド
クラウド型 → 集中／共有
2016～ : **番号法施行**

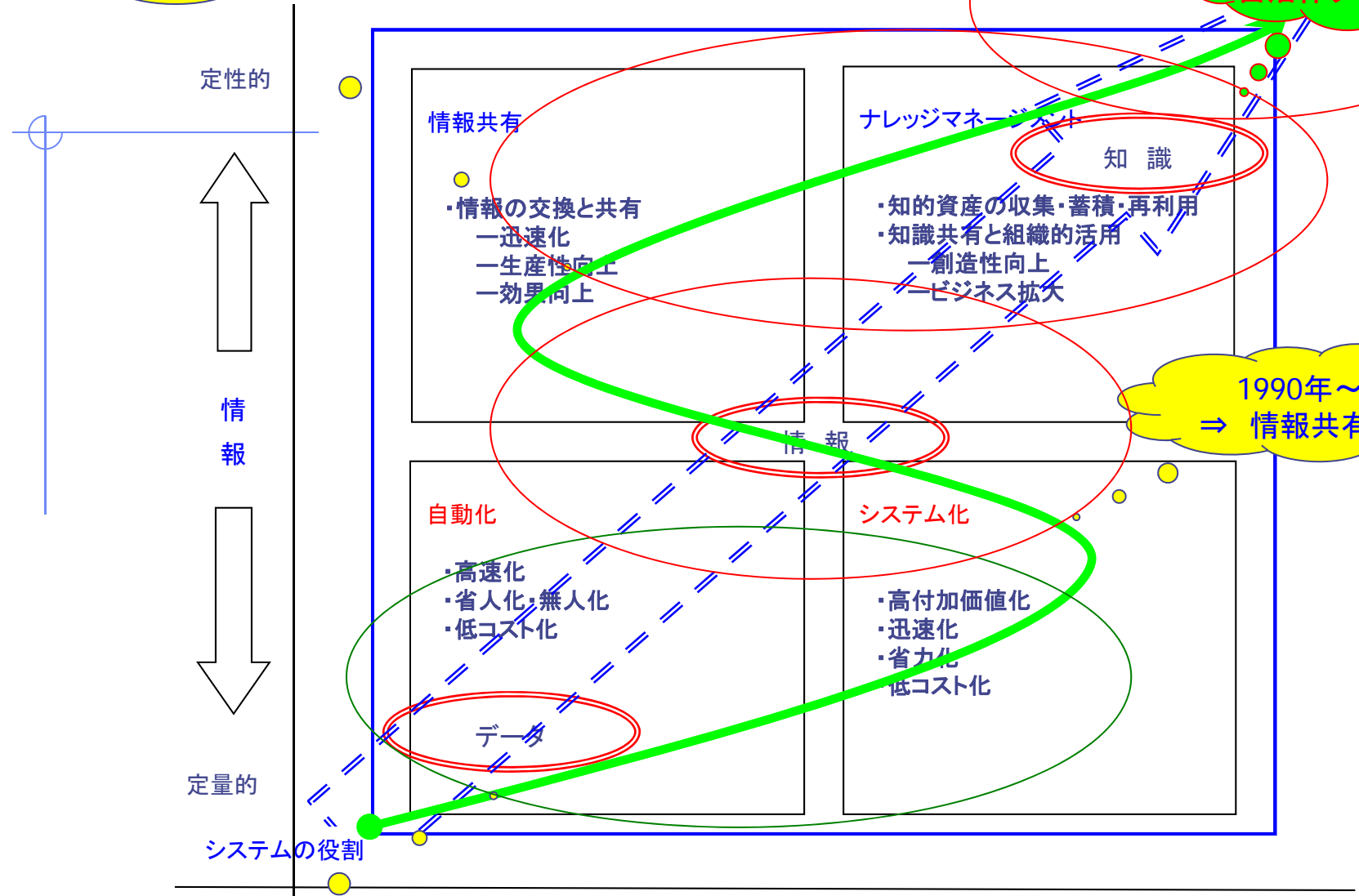
システム化の進展

2001年～
⇒ サービス効率化

2010年～
⇒ コスト効率化
自治体クラウド

1990年～
⇒ 情報共有化

1960年～
⇒ プロセス効率化



2-2. 情報通信の歴史

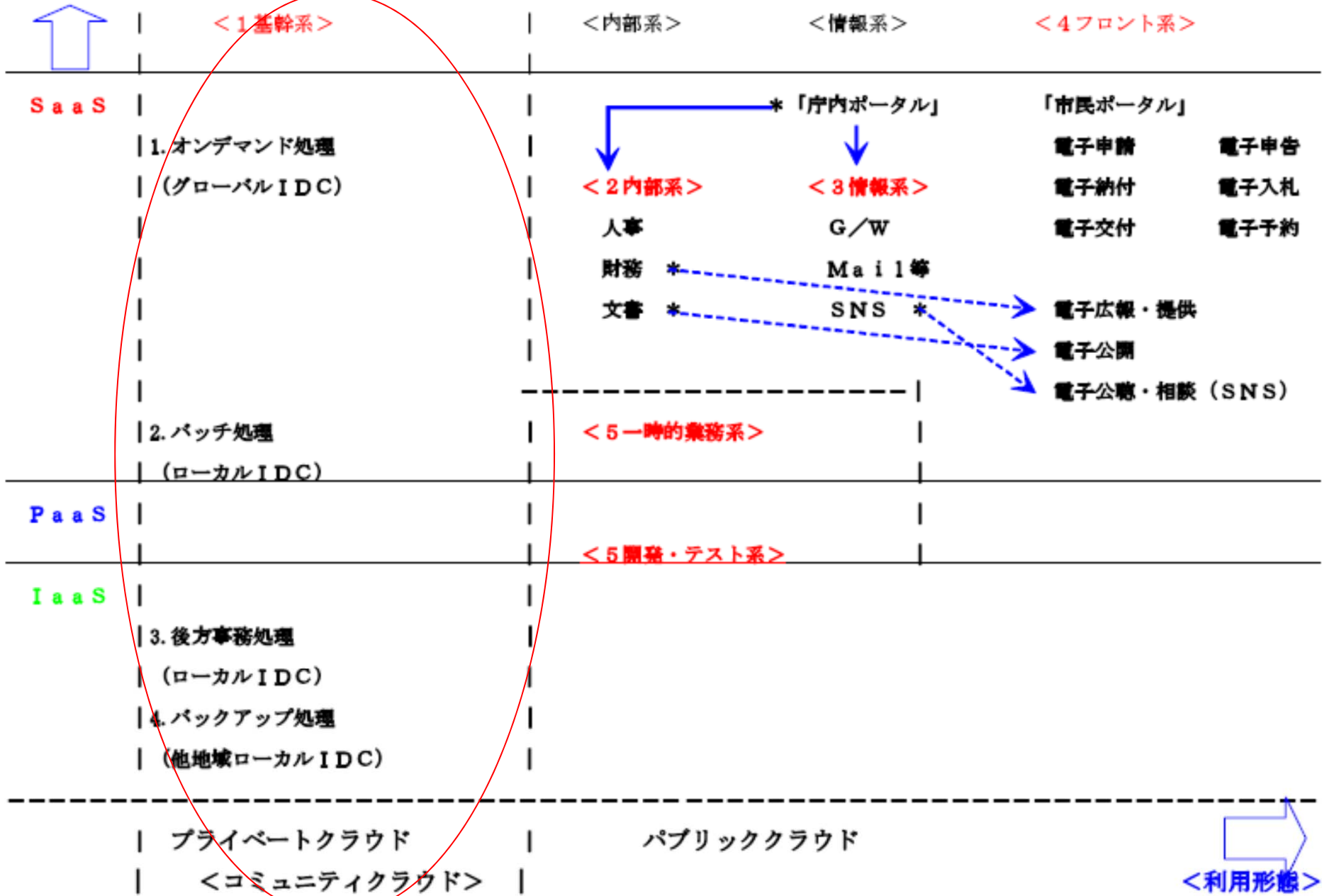
- ・1960年～ **汎用機(メインフレーム)時代**
 - 集中運用管理
 - タイムシェアリング …… 仮想化!?
 - 昭和40年代～ …… 計算センター多数設立!**
- <3つの課題/目的>
 - 1.コスト効果
 - 2.リテラシー対応
 - 3.情報の集中化と共有化
- ・1980年～ **PCの時代**
 - クライアントサーバ
 - 分散運用管理
- ・1995年のエポック
 - 1.Windows95 → TCP/IP通信のダイアルアップ機能がバンドル
 - 2.サンマイクロシステムズ → Java
- ・1989(1993)年～ **インターネット新時代**
 - 1.Webとブラウザ
 - 2.ブロードバンドの普及
- ・2005年
 - 「Web2.0」 → 消費者向け無料サービス
- ・2008～ **クラウド時代**
 - 「パブリッククラウド」 → 企業向け有償サービス

2-3. 自治体クラウド

1. 基幹系業務
2. 内部系業務
3. 情報系業務
4. フロント系行政サービス
5. 開発・テスト系、一時的業務系

自治体業務とクラウドコンピューティング

<提供方法>



1.基幹系業務

- プライベートクラウド
- 国内IDC!

○ 処理形態

- 1.オンライン処理 自治体クラウド（オンデマンド）：IDC
→ 国内IDC何処でも可能（狭義の自治体クラウド）
- 2.バッチ処理 大量紙出力処理が存在
→ 車で1～2時間以内のDC
- 3.後方事務処理 BPO：地域（ローカル）IDC
→ 車で1～2時間以内のDC
- 4.バックアップ処理 BCM：他地域IDC
→ BCM：他地域DC

2.内部系業務

- パブリッククラウド、プライベートクラウドどちらも可能
- 国内外IDC どちらでも可能

○ 庁内ポータル（職員ポータル）

1.庶務事務

2.人事・給与

3.文書管理

- フロント系サービス → 電子公開（情報公開サービス）
非開示文書は？

4.財務会計

- フロント系サービス → 電子広報・提供
予算・決算&健全化比率など

3.情報系業務

- パブリッククラウド、プライベートクラウドどちらも可能
- 国内外IDC どちらでも可能

○ 庁内ポータル

1.職員ポータル

- 内部系業務と連携

2.市民ポータル

- フロント系行政サービスと連携

パブリッククラウドに移行可能なアプリケーション

- | | |
|-------------------|---|
| 1. 電子メール | Gmail、WindowsLiveMail |
| 2. オフィスアプリケーション | GoogleApps、WindowsLive |
| 3. Webホスティング | AmazonWebServices (AWS
(S3・sDB・EC2) |
| 4. 動画ホスティング | Ustream、YouTube |
| 5. 遠隔会議 | V-CUBE |
| 6. CRM | SalesforceCRM |
| 7. 開発テスト環境 | GoogleAppEngine (GAE)、
Force.com、Azure |
| 8. その他 (SNS、共有など) | Facebook、MySpace、
Twitter、Skype、
Dropbox、Evernote |

4.フロント系行政サービス

電子自治体とは、“さまざまな「デバイス」から「行政サービス」を受けられる”・・・フロント系サービス・・・のことを言います。

行政サービスとは、以下の「顧客戦略(CRM)サービス」、「パートナー戦略サービス」そして「商品戦略サービス」を言います。

・顧客戦略(CRM)サービス

1.電子申請

2.電子納付(収納)

3.電子交付

→ コンビニ交付サービス

4.電子申告

5.電子入札(調達)

6.電子予約(図書館・施設)

・パートナー戦略サービス

7.電子広報・提供

8.電子公開

→ 情報公開の電子化！

9.電子公聴・相談

・商品戦略サービス

1.公文書のデジタル化という商品

2.行政サービスという商品

など。

この中で、電子申請、電子納付、電子交付の3つのサービスは、基幹系業務システムと密接に関係し且つセットのサービスとなることが多い。

5.開発・テスト系、一時的業務系

○ 開発・テスト系

- 1.パブリッククラウド、プライベートクラウド どちらも可能
- 2.P a a S Amazon Web Services (AWS)
Microsoft Windows Azure
- 3.国内外 I D C どちらでも可能

○ 一時的業務系

- 1.パブリッククラウド、プライベートクラウド どちらも可能
- 2.S a a S salesforce CRM
- 3.国内外 I D C どちらでも可能（但し個人情報に係る業務は？）

自治体クラウドと共同化

I T革命に対応した地方公共団体における情報化施策などにおける推進に関する指針（2000年9月）

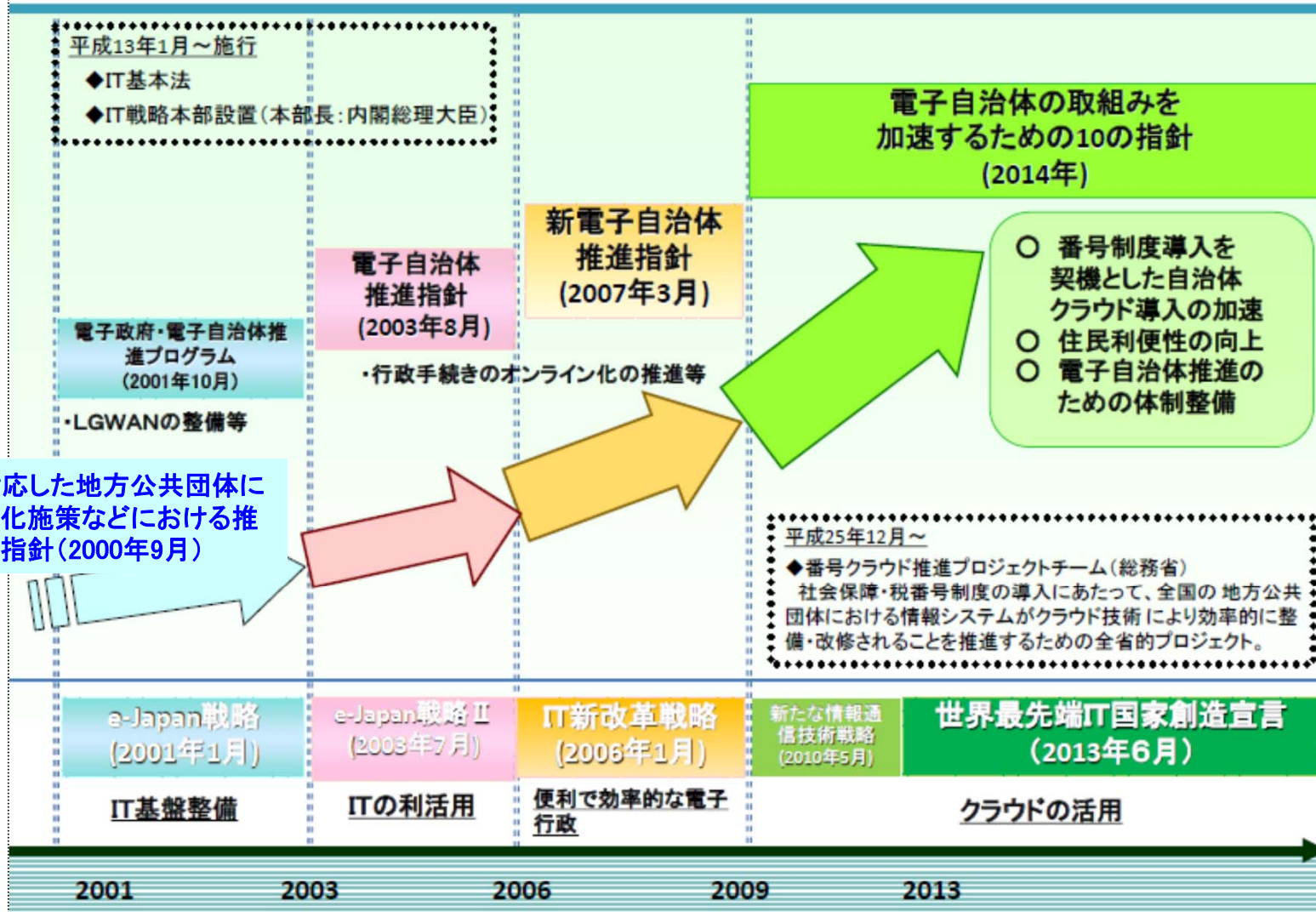
～

電子自治体の取組みを加速するための10の指針



電子自治体の取組みを加速するための1

我が国のIT戦略と電子自治体の展開



「e-Japan」から「IT新改革」戦略

∅ IT戦略本部

1. e-Japan戦略(2001年度～)
2. e-Japan戦略Ⅱ(2003年度～)
3. IT新改革戦略(2006年度～)
4. iJapan2015戦略(2009年度～)

(民主党)

5. 新ICT戦略(2010年度～)

∅ 電子政府

1. 電子政府構築計画(2003年度～)

∅ 電子自治体

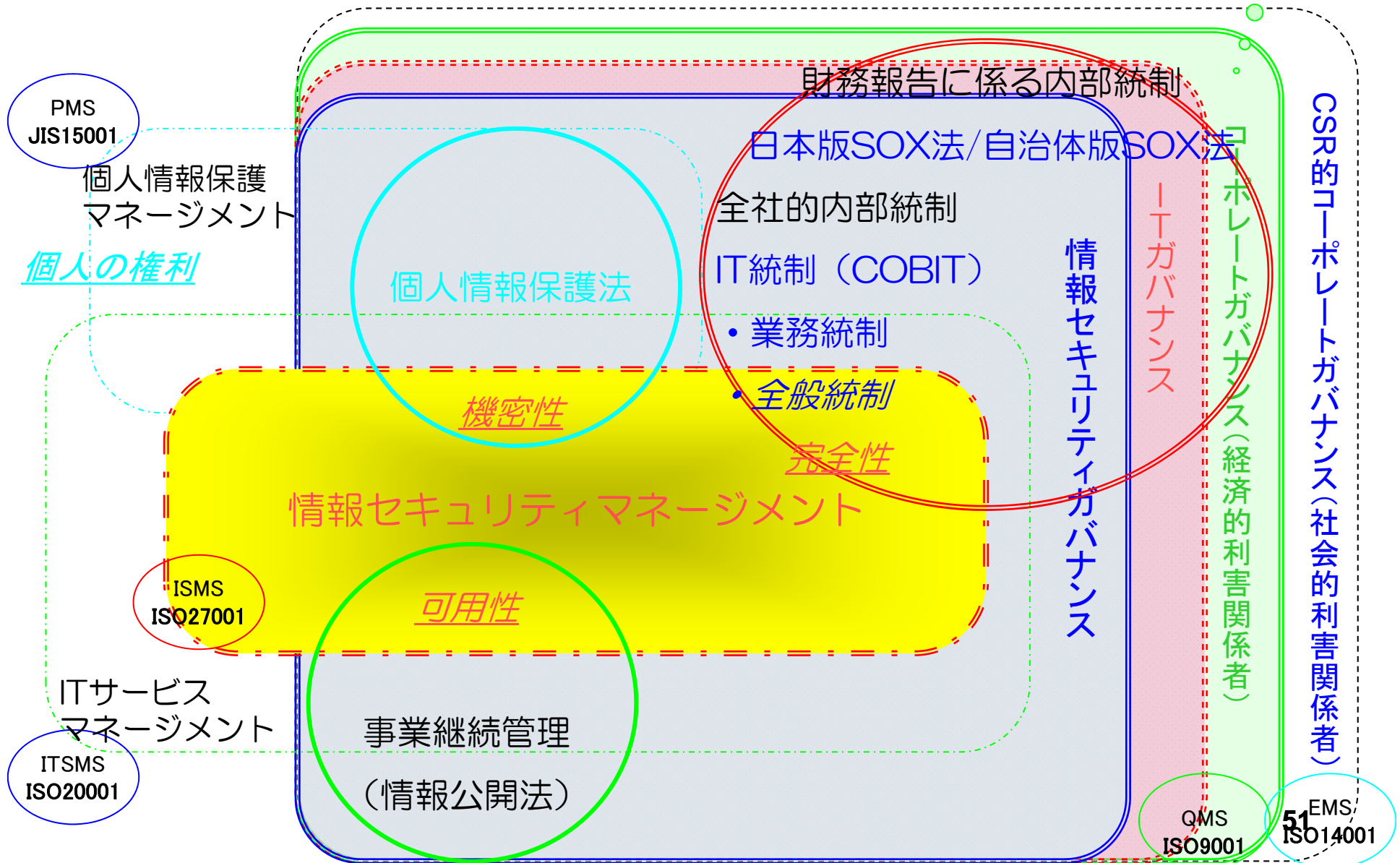
1. IT革命に対応した地方公共団体における情報化施策などにおける推進に関する指針(2000年9月)
2. 電子自治体推進指針(2003年度～)
3. 新電子自治体推進指針(2007年度～)

IT人材、3つの人材像と9つの人材類型

人材像	人材類型	求められる役割等	スキル・手法	ISO
I 基本戦略系 :各種課題のITによる解決のため基本戦略の立案	a マーケッタ	市場の動向を予測・分析し、ビジネス戦略を企画立案すると共に、課題解決のためのソリューションを提案する。	モデリング UML	
	b1 ビジネスモデル・ストラジスト	経営戦略に基づいたITを活用した戦略を提案・策定すると共に、それに伴う経営上のリスクや投資効果を明確にし、経営層に対し説明を行う。	EA	
	b2 業務プロセス・ストラジスト	特定業務プロセスの最適化を実施。	EA	
IIソリューション系 :情報システムの設計・開発、信頼・生産性の高い運営を総括	c システムアーキテクト	IT戦略を受け、ソリューションを構成する。		
	d プロジェクトマネージャー	プロジェクト計画の作成、必要となる要員や資源を確保し、予算、納期、要求品質について責任をもって遂行する。	PMBOK WBS、EVM	
	e テクニカルスペシャリスト	求められるシステムのネットワークやデータベース、セキュリティ等の技術を活用し、最適なシステム基盤の構築やアプリケーションの設計・構築を行う。		ISO 27000
	f 品質マネージャー	構築されたシステムについて、求められている機能要件、非機能要件、信頼性、安定性についての品質確認を行う。	SLM/SLA	ISO 9000
	g ITサービスマネージャー	構築されたシステムについて、安定稼働を確保し、障害発生時には被害の最小化を図る等、安全性と信頼性の高いサービスの提供を行う。	ITSM/ITIL	ISO 20000
IIIクリエイション系	h クリエータ	(略)		
	i その他(教育)	e-ラーニング		
IVその他	* 調達系 * 管理系	総合評価一般競争入札、RFP(要求仕様書)など	EA・UML PMBOK	50

ITガバナンス&情報セキュリティガバナンス そして日本版SOX法（自治体版SOX法）

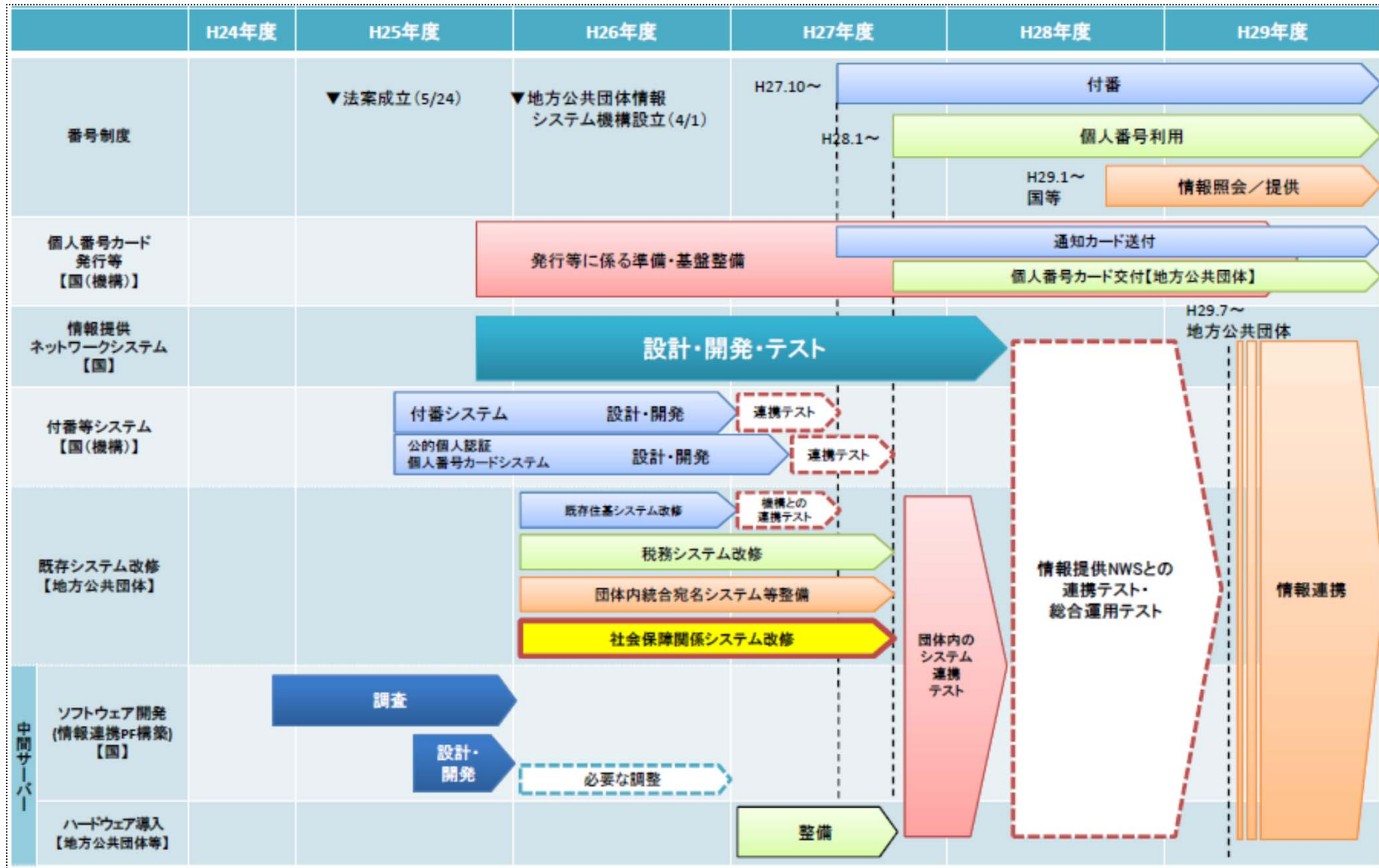
内部統制



3. 番号法の実施へ向けて

1. WBS（大日程）から見える地方自治体の課題
2. 2015年問題
3. 個人情報保護対策とPIA
4. 財政課題
5. その他

地方自治体のスケジュール



3-1. WBS（大日程）から見える 地方自治体の課題

1. 別表1 & 別表2 対象事務の調査実施者不足
2. 4カ年のプロジェクトマネージメント実施者不足
3. 特定個人情報保護対策 PIA実施者不足
4. 財政課題 予算不足とICT調達支援者不足
5. その他

WBS (大日程) 4カ年計画 (平成26年02月時)



番号制度WBS案
平成26年度以降、

番号制度	平成24年度				平成25年度				平成26年度				平成27年度				平成28年度			
	04/06	07/06	10/12	01/03	04/06	07/06	10/12	01/03	04/06	07/06	10/12	01/03	04/06	07/06	10/12	01/03	04/06	07/06	10/12	01/03
番号制度	<p>★高橋地区 ★高橋地区「番号」付 ★高橋地区「番号」付(変更)</p> <p>★マイポータル ★高橋地区「番号」付(変更)</p> <p>★高橋地区「番号」付(変更)</p>																			
1 業務決定	<p>行政部、情報部、総務部、健康部、環境部、産業部、建設部、福祉部、教育文化部、スポーツ部、国際交流部、その他</p>																			
2 プロジェクト管理	<p>1 業務決定・検討 (0条(別表1)+0条(別表2)(別表別表別表))、(0条7条(別表2))</p> <p>2 業務決定</p>																			
3 全体スケジュール(平成26年度～平成28年度)	<p>1 WBS作成(大日程)</p> <p>2 業務決定</p> <p>3 業務決定</p>																			
4 年度別スケジュール(高橋地区以外)	<p>1 WBS作成(中日程)</p> <p>2 業務決定</p> <p>3 WBS作成(小日程)</p> <p>4 WBS作成</p>																			
5 業務決定と実行体制	<p>1 業務決定と実行体制</p> <p>2 業務決定と実行体制</p> <p>3 業務決定と実行体制</p> <p>4 業務決定と実行体制</p> <p>5 業務決定と実行体制</p> <p>6 業務決定と実行体制</p> <p>7 業務決定と実行体制</p>																			
6 業務決定と実行体制	<p>1 業務決定と実行体制</p> <p>2 業務決定と実行体制</p> <p>3 業務決定と実行体制</p> <p>4 業務決定と実行体制</p> <p>5 業務決定と実行体制</p> <p>6 業務決定と実行体制</p> <p>7 業務決定と実行体制</p>																			
7 業務決定と実行体制	<p>1 業務決定と実行体制</p> <p>2 業務決定と実行体制</p> <p>3 業務決定と実行体制</p> <p>4 業務決定と実行体制</p> <p>5 業務決定と実行体制</p> <p>6 業務決定と実行体制</p> <p>7 業務決定と実行体制</p>																			
8 業務決定と実行体制	<p>1 業務決定と実行体制</p> <p>2 業務決定と実行体制</p> <p>3 業務決定と実行体制</p> <p>4 業務決定と実行体制</p> <p>5 業務決定と実行体制</p> <p>6 業務決定と実行体制</p> <p>7 業務決定と実行体制</p>																			
9 業務決定と実行体制	<p>1 業務決定と実行体制</p> <p>2 業務決定と実行体制</p> <p>3 業務決定と実行体制</p> <p>4 業務決定と実行体制</p> <p>5 業務決定と実行体制</p> <p>6 業務決定と実行体制</p> <p>7 業務決定と実行体制</p>																			
10 業務決定と実行体制	<p>1 業務決定と実行体制</p> <p>2 業務決定と実行体制</p> <p>3 業務決定と実行体制</p> <p>4 業務決定と実行体制</p> <p>5 業務決定と実行体制</p> <p>6 業務決定と実行体制</p> <p>7 業務決定と実行体制</p>																			
11 業務決定と実行体制	<p>1 業務決定と実行体制</p> <p>2 業務決定と実行体制</p> <p>3 業務決定と実行体制</p> <p>4 業務決定と実行体制</p> <p>5 業務決定と実行体制</p> <p>6 業務決定と実行体制</p> <p>7 業務決定と実行体制</p>																			
12 業務決定と実行体制	<p>1 業務決定と実行体制</p> <p>2 業務決定と実行体制</p> <p>3 業務決定と実行体制</p> <p>4 業務決定と実行体制</p> <p>5 業務決定と実行体制</p> <p>6 業務決定と実行体制</p> <p>7 業務決定と実行体制</p>																			
13 業務決定と実行体制	<p>1 業務決定と実行体制</p> <p>2 業務決定と実行体制</p> <p>3 業務決定と実行体制</p> <p>4 業務決定と実行体制</p> <p>5 業務決定と実行体制</p> <p>6 業務決定と実行体制</p> <p>7 業務決定と実行体制</p>																			
14 業務決定と実行体制	<p>1 業務決定と実行体制</p> <p>2 業務決定と実行体制</p> <p>3 業務決定と実行体制</p> <p>4 業務決定と実行体制</p> <p>5 業務決定と実行体制</p> <p>6 業務決定と実行体制</p> <p>7 業務決定と実行体制</p>																			
15 業務決定と実行体制	<p>1 業務決定と実行体制</p> <p>2 業務決定と実行体制</p> <p>3 業務決定と実行体制</p> <p>4 業務決定と実行体制</p> <p>5 業務決定と実行体制</p> <p>6 業務決定と実行体制</p> <p>7 業務決定と実行体制</p>																			
16 業務決定と実行体制	<p>1 業務決定と実行体制</p> <p>2 業務決定と実行体制</p> <p>3 業務決定と実行体制</p> <p>4 業務決定と実行体制</p> <p>5 業務決定と実行体制</p> <p>6 業務決定と実行体制</p> <p>7 業務決定と実行体制</p>																			
17 業務決定と実行体制	<p>1 業務決定と実行体制</p> <p>2 業務決定と実行体制</p> <p>3 業務決定と実行体制</p> <p>4 業務決定と実行体制</p> <p>5 業務決定と実行体制</p> <p>6 業務決定と実行体制</p> <p>7 業務決定と実行体制</p>																			
18 業務決定と実行体制	<p>1 業務決定と実行体制</p> <p>2 業務決定と実行体制</p> <p>3 業務決定と実行体制</p> <p>4 業務決定と実行体制</p> <p>5 業務決定と実行体制</p> <p>6 業務決定と実行体制</p> <p>7 業務決定と実行体制</p>																			
19 業務決定と実行体制	<p>1 業務決定と実行体制</p> <p>2 業務決定と実行体制</p> <p>3 業務決定と実行体制</p> <p>4 業務決定と実行体制</p> <p>5 業務決定と実行体制</p> <p>6 業務決定と実行体制</p> <p>7 業務決定と実行体制</p>																			
20 業務決定と実行体制	<p>1 業務決定と実行体制</p> <p>2 業務決定と実行体制</p> <p>3 業務決定と実行体制</p> <p>4 業務決定と実行体制</p> <p>5 業務決定と実行体制</p> <p>6 業務決定と実行体制</p> <p>7 業務決定と実行体制</p>																			

平成26 年度作業は？

- PMは誰が担当 . . . 自治体とベンダーの役割分担
- WBS作成
- P I A実施
- システム改修など

1. 体制づくり

1. 担当課決定 …… (平成26年04月～05月)
行政改革部門、情報政策部門、市民(窓口)部門、税務部門、保健・福祉・介護部門、他
2. プロジェクト設置 …… (平成26年04月～05月)
 1. 影響度調査・検討 …… (平成26年05月～平成26年08月)
 1. 9条(別表1)+9条2項(個別条例事務)、
 2. 19条7項(別表2)
 2. 新組織、PMO設置
3. 全体スケジュール(平成26年度～平成29年度)
 1. WBS作成(大日程) …… (平成26年05月～06月)
 2. 工数概算
 3. 予算概算
4. 平成26年度スケジュール …… (平成26年05月～06月)
(以下 …… 毎年度更新！)
 1. WBS作成(中日程)
 2. 工数見積り
 3. コスト見積り → 予算案(平成26年07月～08月)9月補正？
 4. ICT調達計画案 …… (平成26年08月～平成26年09月)10月調達？

2. 制度・条例など改正と新規作成（平成26年度）

1. 個人情報保護条例改正
2. 情報公開条例、行政手続き条例など改正
3. 情報セキュリティポリシーなど修正
4. （9条2項）個別条例など改正
5. その他文書管理規定、マニュアルなど修正

<新規作成>

*特定個人情報保護審査委員会の設置（ICT有識者含む）

6. 「評価書」作成・・・（平成26年06月～09月）
 —> 情報システム改修&開発
7. その他課題

3. 情報システムの改修と新規開発

* PMO設置（平成26年08月～）

1. 改修仕様の確認と移行作業確認（平成26年09月～）

• 平成26年07月～09月

1. PMO設置

2. 情報システム改修方法の確認と移行作業の確認

• 平成26年10月～

＊情報システム改修計画

1. 住基システム ～平成27年09月

住民コード（利用者（宛名）コード）と「符号」の関連付け
（「変換DB」 → 共通基盤）

1. 住基システム異動処理（第1次）

「番号」取得、入力系・検索系・出力系（住民票など）

2. 住基システム異動処理（第2次）

「符号」取得、入力系 → 「符号」との関連付け

3. J-LISとの連携テスト（平成27年04月～09月）

2. 税務システム ～平成27年12月

宛名システム ～平成27年12月

利用者（宛名）コードと「符号」の関連付け

1. 住民登録外 「番号」&「符号」取得

2. 法人・事業所 「法人番号」&「符号」取得

3. 統合宛名DB

3. 中間サーバ登録更新 ～平成28年06月

利用者（宛名）コードと「符号」の関連付け

1. 提供情報のフォーマットの全国統一

2. 文字コードの全国統一

4. 連携運用テスト 平成28年07月～平成29年06月

- 2. 9条関連事務(別表1、個別条例事務) ← 利用27事務(市区町村)
 - … (平成26年10月～平成27年12月)
 - 1. 住基システム改修(第1次) ～平成27年03月
JLISとの連携テスト (平成27年04月～09月)
 - 2. 入力系・検索系・出力系システム改修
- 3. 19条7号(別表2)関連事務 ← 提供72事務(市区町村)
 - … (平成26年10月～平成27年12月)
 - 1. 住基システム改修(第2次)
 - 1. 関連付けDB(「変換DB」)
 - 2. 第1次改修
 - 3. 第2次改修
 - 1. 異動処理
 - 2. 検索処理
 - 3. 中間サーバへの登録更新処理
 - 2. 税務・宛名システム改修
 - 1. 宛名システム → (平成26年10月～平成27年12月)
 - 1. 住民登録外システム(データクレンジング作業含む。)
 - 2. 法人宛名システム
 - 3. 宛名システム改修と再生成
 - 3. 社会保障関係システム改修 → (平成26年10月～平成27年12月)
 - 4. 中間サーバ登録更新システム開発 → (平成28年07月～12月)
 - 5. 情報提供NWSとの連携テスト → (平成28年07月～平成29年06月)

4. 「マイポータル」へのプッシュ型情報登録更新 → (平成28年04月～12月)
5. 人事・給与システム・・・平成28年01月～新システム稼働
 1. 異動処理 本人、配偶者、扶養親族に「番号」追加
行政への報告など
 2. 例月処理
 3. 年末調整処理 「番号」付記
 4. 法定調書(源泉徴収表・給与支払報告書など)
6. その他

PMO設置

1. マネージメントの可視化
 - 責任者 責任者の可視化（CIO・CIO補佐官）
 - 組織体制 役割分担の可視化、強化
 - 調達プロセス 調達プロセスの可視化（ライフサイクルとして）
2. 仕組み（企画・設計）の可視化
 - ・・・（略）
3. 開発の可視化
 - WBS 工程の可視化
 - EVM 進捗の可視化

地方自治体、プロマネの実践

- PMBOK
- 9つの知識エリア

(5つのプロセス)
約

計 画 実行&監視 リスク 契

(トラッキング & コントロール)

1. 統合マネージメント	○			
2. スコープマネージメント	○			
3. タイムマネージメント	○	○		
4. コストマネージメント	○	○		
5. 品質マネージメント	○	○		
6. 人的資源マネージメント	○	(○)		
7. コミュニケーションマネージメント	○			
8. リスクマネージメント	○	○	○	
9. 調達マネージメント				

計画プロセスの実施

1. 目標
2. スコープ(対象範囲)
3. 開発方法論と工数
4. 見積りとリスク変更
5. WBSとスケジュール
6. 文書化計画(コミュニケーション計画)
7. 組織・要員計画
8. 教育計画

計画プロセスと契約プロセスは、地方自治体の重要テーマです！

3-2. 2015年問題

- 毎年の法改正
- S E 不足

2兆円超の番号法ビジネスと7～8万人のS E 不足が予測！

I T 技術者「2015年問題」 特需2.6兆円 開発へ8万人不足（日経 13/11/14）

<http://www.nikkei.com/markets/company/news/news.aspx?scode=3742&type=2&bu=B8B6E5B793BAB1E0E2E3E6E2E0E0E29C968199969096959996889DE4E0E7E6E7E6E3E2E3E1E3E3E0E2E3E18698E3E2E2E28E969FE38EB6EAB7E1B6EBB6B4F2F2F2F2F2E3B4939F94BCE38ABBA09CB8B3A0B38584E1FD989F96B0B9A6A8BBEB8A8B99949F91E7B596AA85BDB6B3869CA6BEBB819FBCBAEBB182BE81EA87B6E2BB8BB7888088B794B6A4BE9A84E6F9E0ABB99698999AE09EA084EAB1E2B0E4ABE2EBBEA59CA0A8BFB4EA94EAA0EB98B0B89CB5AA87B8B09BA0EBBE979D96B08484A2FDA4A0A3B3BAE7BDBF9DA7839F9EBE83E4A7E6A5E585BC9B81E4BE9E9CEBB09AEB82A3B799A6B38888B1E1E5B780E3B498B99ABFB8979E8583EFEF86B89FE2A3E08A83BCA7B5EF>

- 派遣法改正は、I C T 業界構造を直撃か！？

番号法実施前のICT問題

- 2014年問題：
 - * Windows XPのサポート終了（2014年04月）
 - * 平成26年度法改正
 - 子ども・子育て関連3法
H26秋に認定証の交付、H27.4全国システム稼働
 - 国民健康保険
高齢者証、高額療養費、課税限度額、軽減
 - 消費税8%の影響緩和（H26年度から）簡素な給付、子育て世帯への臨時特例給付
 - 年金生活者支援給付金（消費税10%）
市町村民税の賦課情報を提供（H27.4稼働）
 - 介護保険、障害者総合支援、農業構造改革等
- 2015年問題：
 - * 番号法施行直前のSE不足（～2015年09月）
 - * 消費税10%時の軽減税率適用&インボイス対応でのSE不足（～2015年09月）

3-3. 個人情報保護対策とP I A

- 番号法における個人情報保護の仕組み
- P I A実施

番号法における個人情報保護の仕組み



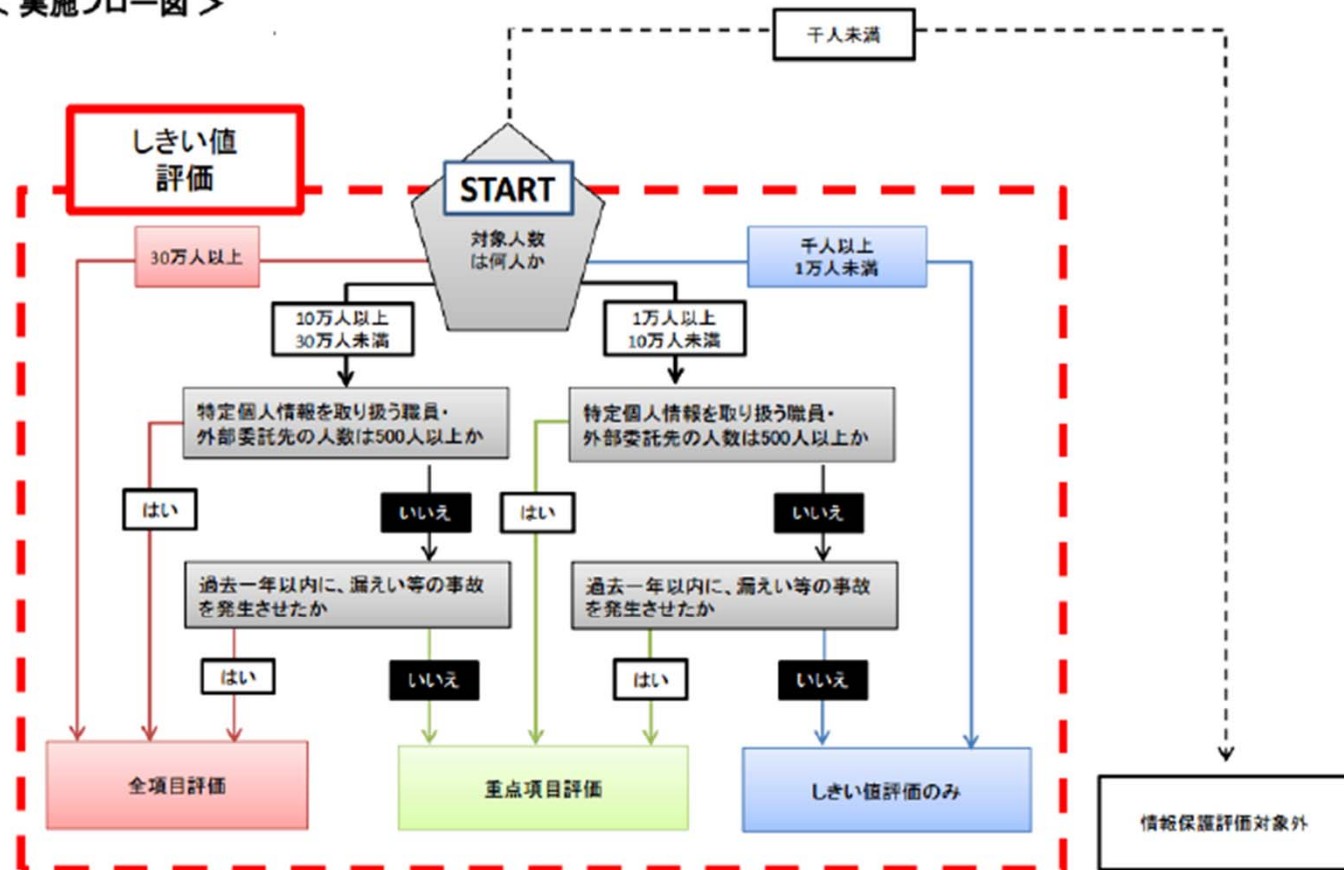
特定個人情報保護評価（PIA） の実施方法

- 認証とアクセス制御による対象人数の限定と関係者数の限定
- 全項目評価の第三者点検

しきい値評価実施フロー

2. 情報保護評価の実施②

< 実施フロー図 >



出典「社会保障・税番号制度について」(平成25年8月 内閣官房 社会保障改革担当室)
「地方公共団体における番号制度の導入ガイドライン」(H25年8月 総務省住民制度課・内閣官房社会保障改革担当室 資料1-3)

評価書の単位 業務システム毎に！

連携するマトリクス ユースケース一覧（番号制度の情報連携の対象となる特定個人情報の業務ごとの一覧） 1/2

業務	ユースケース	社会連携																															
		国・自治体連携														民間連携																	
		国							自治体							民間企業							NPO・NGO										
特定個人情報（開示情報）	ハコ番号	27	27	27	28	28	29	27	27	42	42	42	44	42	42	80	81	80	80	80	80	87	88	87	108	108	108	110	9	12	9	10	29
地方税関係情報							○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
住民票関係情報										○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
障害者関係情報		○		○	○	○																											
生活保護法による保護の実態に関する情報		○	○	○	○	○																		○	○	○				○	○		
介護保険給付関係情報																																	
児童手当（子どものための手当）関係情報																																	
児童扶養手当関係情報																																	
福祉児童扶養手当関係情報																																	
障害者自立支援法による自立支援給付の支給に関する情報																																	
医療保険給付関係情報										○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
年金給付関係情報等																	○						○										○
失業等給付関係情報																																	
母子健康法による養育医療給付関係情報																																	
児童福祉法による障害児入所支援に関する情報等																																	
母子及び寡婦福祉法による母子家庭自立支援給付金関係情報																																	

※総務省様資料「社会保障・税に関わる番号制度が情報システムへ与える影響に関する調査研究-既存システム実態調査・既存システムへの影響調査 最終報告書（概要版）-」より抜粋

3. 特定個人情報の絞り込みと確認

・・・ 参考資料01 (XLS) 「事前調査様式」

特定個人情報ファイル等に関する調査											10,000人未満入力無し		対象外、しきい値、					
											1,000人未満 10,000人未満 30万未満 500人以上				有:1、無:0		重点項目、全項目	
NO	業務名称	業務概要	システム概要	担当課	ファイル種別	特定個人情報ファイル名	対象人数 (位置)	対象人数 (位置外)	対象人数割合	関係者総人数	漏洩自己評価	評価方法						
1	住基基本台帳	17番4号項目	住基システム	市民課	システム用ファイル	住基個人DB	70000	0	70000	600	0	重点項目						
2						住基世帯DB	25000	0	25000	600	0	重点項目						
3	印鑑		印鑑登録システム				15000		15000	30	0	しきい値						
4	戸籍		戸籍システム				15000		15000	80	0	しきい値						
5	市民税		市民税普通徴収	市民税課	システム用ファイル	普通徴収課定DB	20000	300	20300	600	0	重点項目						
6			市民税特別徴収			特別徴収課定DB	25000	100	25100	600	0	重点項目						
7	法人市民税	不募!							0			対象外						
8	固定資産税		土地一筆	資産税課	システム用ファイル	一筆DB			0			対象外						
9			家屋一棟			一棟DB			0			対象外						
10		不募!?	償却資産一品			一品DB			0			対象外						
11						名簿DB	20000	0	20000	100	0	しきい値						
12						種別DB	20000	500	20500	100	0	しきい値						
13	国民健康保険税		国民健康保険システム	国民課	システム用ファイル	健康保険しきい値DB	21000	400	21400	100	0	しきい値						
14						国民課定DB	8000	200	8200	100	0	しきい値						
15						保険給付DB			0			対象外						
16	介護保険料		介護保険システム	介護保険課	システム用ファイル	介護保険しきい値DB	20000	400	20400	600	0	重点項目						
17						徴収及(給付)DB	20000	400	20400	60	0	しきい値						
18	後期高齢者医療保険 (広域連合にて)								0			対象外						
19	軽自動車税				システム用ファイル	軽自動車DB			0			対象外						
20						軽自動車DB	2000	100	2100	10	0	しきい値						
21	宛名	統合宛名	宛名システム		システム用ファイル	住居外個人宛名DB			0			対象外						
22						法人事務所DB			0			対象外						
23						統合宛名DB	50000	1000	51000	100	0	しきい値						
24	収納・滞納		統合収納システム		システム用ファイル	統合収納DB	45000		45000	100	0	しきい値						
25			滞納システム			滞納DB			0			対象外						
26	国民年金		年金システム		システム用ファイル	年金課しきい値DB	15000	200	15200	100	0	しきい値						
27						収納DB			0			対象外						
28						給付DB			0			対象外						
29	選挙		選挙システム			選挙人名簿	80000		80000	600	0	重点項目						
30	学割簿		学割簿システム			学割簿	800	80	880		0	対象外						
31	公営住宅	公営住宅法	住宅管理システム			入居者名簿	500	100	600			対象外						
32	保育所保育料					保育費請求名簿	100	10	110			対象外						
33	生活保護	生活保護法	生活保護システム		システム用ファイル		1400	100	1500	100	1	重点項目						
34	児童手当	児童手当法	児童手当システム				1100	0	1100	20	0	しきい値						
35	児童扶養手当	(都道府県にて)							0			対象外						
36	特別児童扶養手当	(都道府県にて)							0			対象外						
37	高齢者福祉	老人福祉法					11000	100	11100	50	0	しきい値						
38	障害者福祉	障害者総合支援法	障害者総合支援システム				600		600			対象外						
39	母子福祉	母子保護法、母子及び基礎福祉法					1200		1200	30	0	しきい値						
40	予防接種	予防接種法					800	80	880			対象外						
41	健康増進	健康増進法	健康増進システム				18000	300	18300	500	0	重点項目						
42									0			対象外						
43		テスト1					350000	2000	352000			全項目						
44		テスト2					120000	1000	121000	100		重点項目						

4. 業務システム毎のDBの洗い出し
・・・ 参考資料02 (XLSの左側)

「事前調査様式」

5. 評価方式確定のための関係項目入力
・・・ 参考資料02 (XLSの右側)
1. 対象人数
 2. 関係者数
 3. 一年内の漏洩事故の有無

「事前調査様式」



事前調査様式検討
1サンプル.xls

一> [評価方式の決定](#)

「基礎項目（しきい値）評価書」

＜対象人数＞

Q5. 業務・システムが、統合宛名システムにアクセスし、宛名ファイルから個人番号を参照できる場合、「対象人数」はどうなりますか。

A5. 宛名システムから個人番号を参照できる業務・システムについても、宛名ファイルとして保有する全ての特定個人情報の人数が対象人数となるわけではなく、その業務・システムにおいて経常的に取り扱う全ての特定個人情報ファイルに含まれる個人番号の数となります。

＜取扱者＞

Q6. しきい値評価の「特定個人情報を取り扱う職員・外部委託先の人数」にいう「取り扱う」とは、実際に取り扱っている人の数ですか。

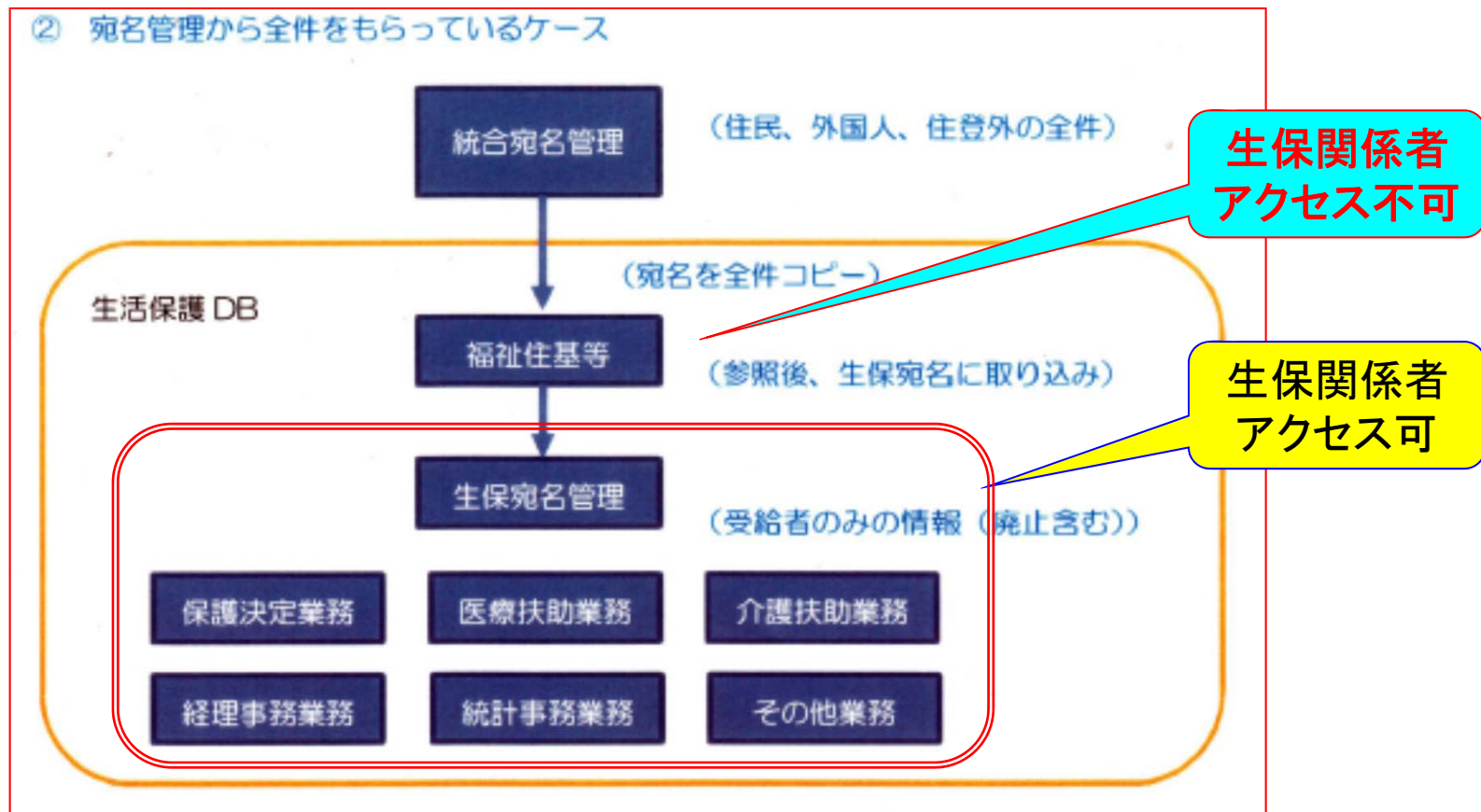
A6. 特定個人情報を取り扱う職員・外部委託先の人数とは、実際に取り扱っている人の数ではなく、特定個人情報にアクセスすることが可能な人のことです。

＜漏えい等の事故＞

Q7. 特定個人情報の「漏えい等の重大事故」の定義は何ですか。

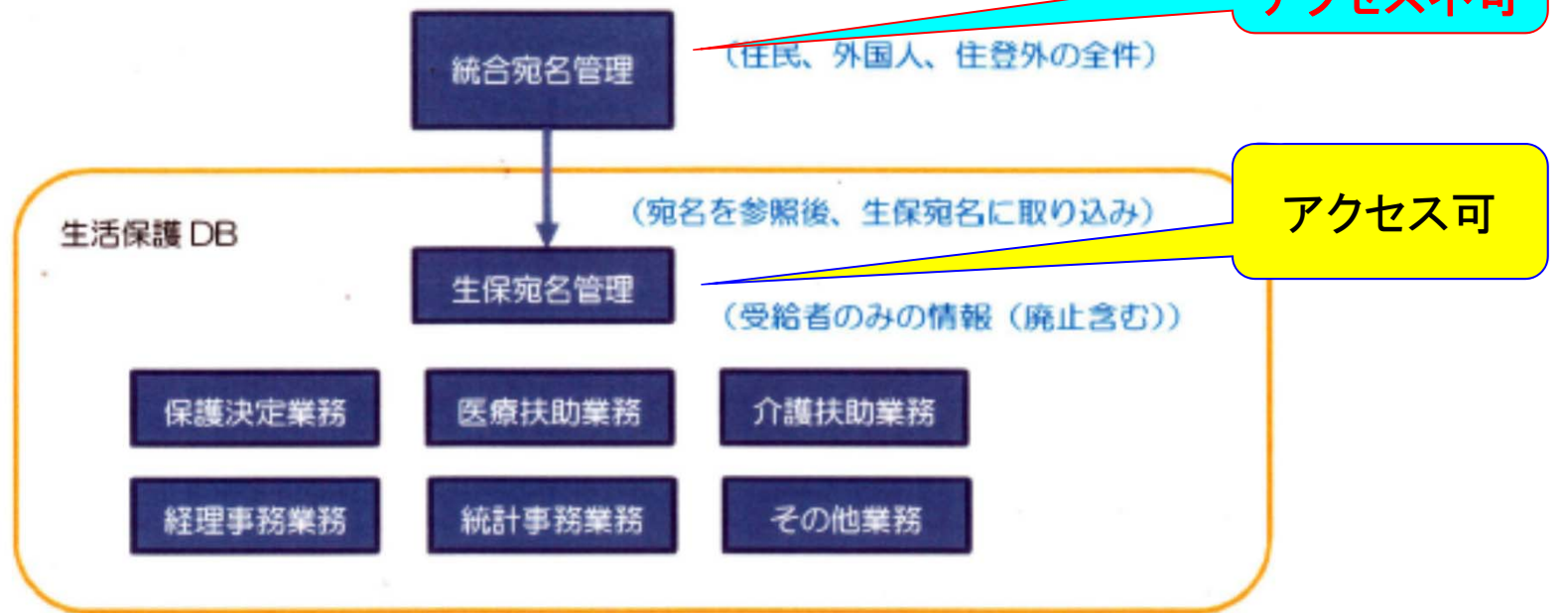
A7. 故意による又は101人以上（職員以外）の特定個人情報の漏えい・滅失・毀損となります。ただし、配送事故や盗難などは除きます。

対象人数の限定 認証とアクセス制御にて！



関係者の限定 認証とアクセス制御にて！

① 生活保護独自宛名の利用



6. 基礎項目（しきい値）評価書
7. 重点項目評価書
8. 全項目評価書 → 第三者点検！

9. 審議会などの承認
10. 市民への公表

3-4. 財政課題

- ICT調達の適正化
 - 総合評価一般競争入札 . . . 都道府県、政令市
 - (総合評価的) 提案書 (プロポーザル) 方式入札 . . . 市町村
- クラウドサービスの調達とSLA

2014年度以降の番号法関連政府予算の合計額は1600億円

2013年度当初予算 54億円、2014年度 // 990億円

1. 政府予算の内訳

内閣府	2億円（新規）
内閣官房	134億円（13年度 19.0億円）
「情報提供ネットワークシステム」	
「情報保護評価書受付システム」	
「情報提供等記録開示システム（マイ・ポータル）」	
総務省	347億円（同 27.8億円）
地方自治体	311.3億円
→ 住民情報、税務、情報連携への対応	
「個人番号付番システム」	31.8億円（13年度 27.5億円）
番号カード発行の準備	2.2億円
その他の準備	1.7億円
厚生労働省	405億円（新規）
地方自治体	185.3億円
→ 国民健康保険、後期高齢者保険、介護保険、 障がい者福祉、児童福祉、生活保護、健康管理 国民年金、特別児童扶養手当	
財務省（国税庁分）	102億円（同 7.2億円）
「法人番号システム」&国税システムの「共通番号管理システム」	
	13.5億円
既存システム（KSK、e-Taxなど）	
	88.5億円

2. 自治体でのシステム改修費用（2014年度～2016年度）

住民情報・税と情報連携	700億円
社会保障分野	900億円
合計	1600億円

2014年度で、およそ500億円を予算化する。2015年度以降1100億円が予算化される見込みです。

平成26年度 総務省番号法関連予算

- ・ 総務省 347億円（同 27.8億円）
 - 地方自治体 311.3億円
 - －> 住民情報、税務、情報連携への対応
 - 「個人番号付番システム」 31.8億円（13年度 27.5億円）
 - 番号カード発行の準備 2.2億円
 - その他の準備 1.7億円
- ・ 地方自治体への国庫補助金

	事業費	補助率	国庫補助金
1. 住基システム	123.5億円	10/10	123.5億円
2. 税務システム	190.2億円	2/3	126.8億円
3. 統合宛名システム	41.3億円	10/10	41.3億円
4. 中間サーバ（H/W）	19.7億円	10/10	19.7億円
（注2）			
計	374.7億円		311.3億円

平成26年度 厚労省番号法関連予算

- 厚生労働省 405億円（新規）
 - 地方自治体 185.3億円
 - 都道府県
 - 一> 生活保護、障がい者福祉、児童福祉
 - 市町村
 - 一> 国民健康保険、後期高齢者保険、介護保険、
障がい者福祉、児童福祉、生活保護、健康管理
..... 2/3補助
 - 国民年金、特別児童扶養手当 10/10補助

4. 今、ITコーディネータに期待すること

* 地方自治体にとって最大のプロジェクト案件が番号法です。

- 4カ年にわたるプロジェクトマネージャーが求められています。
- ICT人材育成支援とPIA支援
- 自治体ベンダーとの調整支援
- ICTコスト抑制へ向け調達支援とSLA契約支援
- 自治体クラウド推進支援
- その他支援

→ CIO補佐官の役割を！

参考

○「平成25年度総務省事業 eラーニング 自治体クラウド・情報連携推進市のための研修」
<http://c.ncnavi.jp/lgc/index.html>

自治体クラウドポータルサイト（総務省）

(http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/lg-cloud/)

「自治体クラウドで行政が変わる」（総務省）

(http://www.soumu.go.jp/main_content/000153859.pdf)

自治体クラウド移行に向けて

「地方公共団体におけるクラウド導入の取組み」（財団法人地方自治情報センター（LASDEC））

(<https://www.lasdec.or.jp/cms/9,26589,21.html>)

「平成23年度自治体クラウド・モデル団体支援事業 事業実施報告書」

（熊本県錦町、宮崎県都農町・高原町）

地方公共団体におけるASP・SaaS導入活用ガイドライン

(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/02gyosei07_000026.html)

自治体クラウド開発実証事業 (http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/lg-cloud/49032.html)

自治体クラウドの運用

「自治体クラウド環境におけるセキュリティ等のリスク事項について」（株式会社三菱総合研究所）

(https://www.lasdec.or.jp/cms/resources/content/25647/Cloud_120209_3.pdf)

導入の手順 <https://deli3.study.jp/>

「地方公共団体におけるクラウド導入の取組み」（財団法人地方自治情報センター（LASDEC））

<https://www.lasdec.or.jp/cms/9,26589,21.html>

自治体クラウドにおける各種詳細情報

自治体クラウドポータルサイト

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/lg-cloud/index.html

ご清聴を感謝申し上げます。

行政情報研究所 所長
NPO法人) 市民と電子自治体ネットワーク 代表理事
<http://homepage2.nifty.com/npoais/>
電子自治体推進パートナーズ 会長
<http://cloud.chiikikagaku-k.co.jp/>

諸橋 昭夫
ugi47372@nifty.com

番号制度導入に向けてのITC実践セミナー
ITコーディネータ実務研究会

自治体はITCの手助けを必要としている！

番号制度の現状

END

平成26年3月15日（土）

電子自治体推進パートナーズ 会長
NPO法人）市民と電子自治体ネットワーク 代表
諸橋 昭夫